(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定するそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、バングラデシュの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　バングラデシュ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表に掲げる事業計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　付表に掲げる事業計画の実施に従事する日本国民である被用者について、付表に掲げる事業計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表に掲げる事業計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表に掲げる事業計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　付表に掲げる事業計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表に掲げる事業計画に関するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十年三月二十四日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　篠塚保

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官補
モハンマド・シャヒクル・アザム殿

付　表

（限　度　額）

1　チッタゴン環状道路建設計画　九十億九千六百万円
2　ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画（調査・設計等のための役務）　二十二億九百万円
3　農村地域配電網整備計画　百三十二億四千百万円
4　南西部農村開発計画　百四十二億四千六百万円
総　額　三百八十七億九千二百万円

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月二十四日にダッカで

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官補
モハンマド・シャヒクル・アザム

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　篠塚保閣下

○外務省告示第二百十二号

平成二十二年三月二十五日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十二年三月二十八日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった国営テレビ放送センター建設事業の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年三月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十二年四月十四日

外務大臣　岡田　克也